

海岸休養施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第38号

海岸休養施設条例の一部を改正する条例

海岸休養施設条例（平成11年岩手県条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第 2 （第 6 条関係）			別表第 2 （第 6 条関係）		
区 分	単 位	利用料金の上限額	区 分	単 位	利用料金の上限額
キャンプ広場	[略]	円 <u>1,110</u>	キャンプ広場	[略]	円 <u>1,130</u>
[略]			[略]		
第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた場合の利用料金の上限額	1 件 1 日につき <u>1,340円</u>		第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた場合の利用料金の上限額	1 件 1 日につき <u>1,370円</u>	
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。